



安心とつるおの下の町「川の手」をめぐりて

# 防災まちづくり瓦版

発行／一寺言問を防災のまちにする会

平成21年 1月1日

いちてらこととい  
 一寺言問／防災まちづくり瓦版

編集／一寺言問を防災のまちにする会・編集局  
 発行／一寺言問を防災のまちにする会  
 代表 青木 隆雄

連絡先／墨田区都市整備担当地域整備課  
 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 Tel. (5608) 6261

## まちづくり懇談会 第1回を開催します



日時：2月7日(土)  
 18時～20時  
 場所：一寺言問集会所  
 連絡先：(03)3610-0223  
 [青木会長宅]

### まちづくり懇談会とは

まちづくり懇談会とは、これからの一寺言問のまちづくりの方向性を決めていくための継続的な会議の場です。今回は記念すべき第一回目となります。一言会は地域内にお住まいの、全ての皆さんを会員と考えて活動しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

### 一言会が 墨田区まちづくり条例 認定団体第1号に

平成17年にスタートした「墨田区まちづくり条例認定団体制度」で私たちの一言会が認定団体第1号となりました。区民による自発的なまちづくりを推進する「墨田区まちづくり条例」は、明るく快適で安全なまちの形成を期待しています。昭和60年以来、路地尊、有季園などユニークなまちづくりを進めてきた私たちの一言会は、この条例による初めての認定団体となりました。



一言会は、住民の自主的な活動としては、全国のみちづくりのパイオニア的存在であり、その24年余の歴史は、全国で展開されているたくさんの後進団体からお手本とされています。

一言会の功績の表れとして、平成9年に、自治省(現総務省)の第1回防災まちづくり大賞にも輝きました。

大規模な破壊や建設を前提としたまちづくりでなく「日頃の生活の中で地道な防災活動を展開する」という一言会の理念は、多くのまちづくり団体の指針として根付き、庶民の文化として広まりつつあります。

今後とも皆さんのご協力のもとに、向島らしい「粋なまち」という面も踏まえて、私たちみんなのニーズによる、充実したまちづくりを進めていこうではありませんか。

なお、この条例による認定団体として、第2号には亀沢・緑地区の「北斎通りまちづくりの会」、第3号には花柳界を中心とする「向島町おこしの会」が認定され、東京スカイツリーの完成も視野に入れた、墨田区活性化の一翼を担うものと期待されています。

### 何故今、まちづくり懇談会なのか

昭和六十年に歩みをはじめた、「一寺言問を防災のまちにする会(通称 一言会)」の活動も来年で二十五周年を迎えます。

大規模な開発や道路拡幅のみによる防災性の向上を図るのではなく、日常のコミュニティの力で防災に強い、災害時に逃げ出さずにすむまちにすることを目標に掲げ、様々な活動を展開してきました。しかし、その間に少子高齢化、情報化社会、核家族化等々、住まいやまちに関わる社会の状況は大きく変化してきました。また、昨年七月から施行された(通称)集合住宅条例や現在進行中、または検討中の水戸街道沿道の不燃化事業や、高度地区の制定等、墨田区の制度も現在転換期を向かえ、我々の生活を取巻く環境も劇的に変わりつつあります。

まちづくり条例認定団体にも認定された一言会として、まちのことを再度見直し、どのようにすれば百年後に子ども達に残せるまちに出来るのか考える必要が生じています。理事会では昨年十月より東京工業大学の真野研究室とコンサルタントの象地域設計と協同で「まちづくり談義」と称した月一回の勉強会を開催してきました。

マンション開発などによる周辺環境や商店街の様子などがどの様に変わってきたのか、そしてこの先どうなるのか、客観的な調査を元に皆さんと意見交換を行いたいと考えております。

「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例(通称 集合住宅条例)」が施行されました。

今年3月以降に着工されるマンションを対象とした新たな条例です。内容はワンルームマンションへの規制が主なものですがそれ以上に重大な内容は今後地区内に五戸以上の集合住宅・長屋を建設する際には事業者は区との協議成立の前に、まちづくり条例認定団体である「一言会」へ説明会を開催する義務が生まれたことです。

### 木造住宅の耐震化の助成が拡充されました。

これまで地区内の耐震化については、耐震診断と簡易耐震改修のみ助成対象になっていましたが、昨年十月より新たに東向島一丁目が緊急対応地区に指定され、簡易改修だけでなく、より強度な改修工事に関しても助成対象となりました。

また、助成金額も拡充され、助成限度額はこれまでの三十万円から最高百万円まで出るようになりました。東向島一丁目以外の区域でも助成金限度額が拡充され、そのほかにも手続きの代理申請が可能となったり、活用しやすくなりました。(対象は昭和五十五年以前に建てられた木造住宅です。)

※右記の条例の内容に合わせ、その他の動向に関してもまちづくり懇談会第一回(二月七日開催)でご紹介する予定ですが、より詳しくお知りになりたい方は墨田区都市計画部開発調整課(集合住宅条例)、建築指導課不燃化担当へお問い合わせ下さい。

